

徳島県農林水産振興プラン（仮称）

～徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画～

スケジュール

平成21年6月1日	第1回徳島県農林水産審議会開催
中旬	県議会に基本計画骨子案を説明 パブリックコメント実施
7月	地域意見交換会
8月中旬	第2回徳島県農林水産審議会開催
8月下旬	基本計画を策定（知事決裁）
9月	県議会に基本計画策定について報告
平成22年5月	第3回徳島県農林水産審議会開催

計画の基本的事項

1 計画策定の根拠

基本計画は、条例第10条の規定に基づき策定するものです。

< 条例第10条 >

（前略）食料の確保及び農林水産業の振興等に関する基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定しなければならない。基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき（中略）施策についての基本的な方針

2（前略）総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（以下略）

2 計画期間

（1）計画期間 平成21年度から平成24年度までの4年間

（2）長期的に講ずべき施策の基本方針（長期ビジョン）については、

「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」との整合性を図るため、2025年を目標年度とします。

3 進行管理

県民ニーズや社会・経済・財政の様々な事情の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図るために、施策の適切な進行管理を行います。

- (1) 基本条例に基づき、毎年度、徳島県農林水産審議会の意見を聴取し、6月定例県議会に報告・公表。

報告内容

食料、農林水産業及び農山漁村の動向

食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策の実施状況及びその効果

- (2) 計画の見直し

「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」との整合性を図るため、計画期間の折り返し点となる平成22年度末に中間見直しを行います。

4 基本計画の構成

基本計画は、次のとおり「長期ビジョン編」及び「行動計画編」から構成します。

計画の基本的な事項

- 第1 計画の基本理念
- 第2 計画の性格と役割等

長期ビジョン編

- 第1 基本的な考え方
- 第2 具体的将来像

行動計画編

- 第1 重点目標
- 第2 施策展開の体系
- 第3 重点施策

長期ビジョン編

1 目的

「経済社会のグローバル化」や「人口減少、少子高齢化」といった「時代の潮流」を的確に把握した上で、「将来のあるべき徳島の農林水産業」のビジョンを県民の皆さんと共有し、その実現に向けた「道筋」をお示しすることを目的として策定するものです。

2 基本的な考え方

本県の農林水産業には、「生鮮食料供給地」として「食料供給力の向上」への取り組みをはじめ、明るさの実感できる「地域経済社会の実現」、雇用の場としての「農山漁村の活性化」、「地球温暖化対策」などの環境問題への対応など、長期的な視点に立って解決していかなければならない様々な課題があります。

これらの課題へ的確に対応し、農林水産業への期待に応え、たくましい農林水産業が実現できるよう、県として取り組むべき「施策の方向性」を示します。

3 具体的将来像

県政運営指針である「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」を基本として、2025年頃の将来像を、「食料」「産業」「地域」「協働」の4つの柱にまとめお示しします。

行 動 計 画 編

行動計画は、長期ビジョンにおいてお示した「徳島の目指すべき将来像」を実現するために、「短期・中期的に重点的に取り組むべき方策」として、2012年までに取り組むべき次の4つの「重点目標」と18の「小目標」を明らかにします。

重点目標1 「本県の特長を生かした豊かで充実した食料の提供」

- (1) 食料供給機能の強化による食料自給率の向上
- (2) 安全で安心な食料の安定的な供給
- (3) 食育の推進
- (4) 地産地消の推進

重点目標2 「本県の特長を生かした農林水産業の振興」

- (1) とくしまブランドの創出及び海外への進出
- (2) 活力ある農林水産業の振興
- (3) 優良な生産基盤の整備及び保全等
- (4) 多様な担い手の育成等
- (5) 地球環境の保全への貢献等
- (6) 新たな技術の開発及び普及
- (7) 農商工連携の促進

重点目標3 本県の特長を生かした農山漁村の活性化

- (1) 魅力ある農山漁村づくり
- (2) 中山間地域等への支援
- (3) 農山漁村と都市との交流促進
- (4) 鳥獣による被害の防止
- (5) 自然災害に強い農山漁村づくり

重点目標4 県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全

- (1) 県民等の農林水産業への参画
- (2) 協働による農山漁村の保全活動の推進